

高圧ガス販売事業届書

1 説明

高圧ガスの販売の事業を営もうとする者は、販売所ごとに、事業開始の日の 20 日前までに、販売をする高圧ガスの種類を記載した書面その他経済産業省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。(高圧ガス保安法(以下、法という。)第 20 条の 4 第 1 項)

ただし、次に掲げる場合は、手続き不要となっています。

- ① 第一種製造者であって、法第 5 条第 1 項第 1 号に規定する者がその製造をした高圧ガスをその事業所において販売するとき。
- ② 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が常時容積 5 m³未満の販売所において販売するとき。

2 届出時期

事業開始の日の 20 日前まで

3 様式及び添付書類例

- ・ 高圧ガス販売事業届書
- ・ 販売の目的を記載したもの
- ・ 法第 20 条の 6 第 1 項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの
- ・ 登記簿謄本(個人の場合は住民票) 等

※大分県独自の様式を添付しますので、ご参考ください。(任意様式も可)

4 手数料

なし。